

## 第 23 回さいたま市債権回収対策本部会議 議事要旨

日時：平成 31 年 1 月 18 日(金)午前 10 時

場所：政策会議室

### 1 出席者（本部長・本部員 10 名・事務局 2 名）

本部長：副市長

本部員：都市戦略本部長・総務局長・財政局長・保健福祉局長・子ども未来局長・  
環境局長・建設局長・浦和区長・岩槻区長・副教育長

事務局：債権整理推進部長・収納対策課長

### 2 議 題

平成 30 年度債権回収対策基本計画の中間報告について

### 3 資 料

第 23 回さいたま市債権回収対策本部会議資料

### 4 議 事

<本部長挨拶>

本会議は「さいたま市債権回収対策基本計画」に基づき、効果的な債権回収対策の推進に向けて協議するものである。今回は、今年度前半の債権回収の取組に関する中間報告を行う。また、前半の分析に基づき、年度末に向けて更なる取り組みをお願いする。

<会議資料に関する説明>

① 議題（1～10 ページ）について、事務局から次のように説明。

- ・ 平成 30 年度 10 月末時点における、さいたま市債権回収対策基本計画（以下、「基本計画」という。）の対象 28 債権の徴収状況について、昨年度同時期と比較した。現年・過年の合計で、収納率は 0.3 ポイントの低下、収入未済額は約 136 億 1,600 万円の伸長となった。（資料 1～2 ページ）
- ・ 基本計画の対象債権における、平成 30 年度前半（平成 30 年 4 月～10 月末まで）の主な実績及び後半（平成 30 年 11 月～翌 3 月末まで）の主な計画を示した。（資料 3～8 ページ）
- ・ 平成 30 年度 10 月末の徴収状況を昨年度同時期と比較し、収納率が向上又は低下、収入未済額が圧縮又は増加した理由について、基本計画の対象債権ごとに分析した。（資料 9 ページ）
- ・ 債権整理推進部の取り組みについて、研修や助言等の実施結果を示した。（資料 10 ページ）
- ・ 集中処理を行っている強制徴収公債権（市税、国民健康保険税、保育施設等利用者

負担額)について、収納率の向上が図られているが、市税の整理率は法改正の影響で一時的に低下している。国民健康保険税及び保育施設等利用者負担額の整理率は向上している。私債権(入学準備金・奨学金貸付金)については、臨戸訪問や電話催告を積極的に行ったが、前年度に大口納付があったのに対し、今年度は分納約束を行う者が中心となったため、前年度同時期より収納率は低下している。(資料 11～12 ページ)

- ・ 事案審査会の実施状況及び審査会で報告された債権所管課の改善内容を示した。強制徴収債権における預貯金調査の実施や、継続的な生活状況調査と納付相談を行うことで債権回収に努めている。(資料 13～14 ページ)

#### <意見・質疑等>

- ・ 市税の最終的な収納率は目標の 98.3%に達する見込みであるのか。(都市局)  
→達成する見込みである。(事務局)
- ・ 中間の収納率が伸びていない原因は何か。  
→調定額の大きい市税において、税源移譲の関係で、県費負担の教職員給与分が県から市への負担に変わったことで、調定額が増加している。市民税・県民税を市がまとめて徴収し、それを県と市に分けて管理していくが、制度改正により、年度初めは県の方に支払い額が偏っている。そのため、市の取り分が少ないような状況となっており、ほとんどの政令市においても中間の収納率が前年度より低下している。しかし、年度末までには県に多く払い込んでいる分が市の収入に充てられることになるため、最終的な収納率としては前年度と同様の状況になると考えている。(事務局)
- ・ 資料 9 ページの債権回収実施状況について、著しく向上した債権や著しく低下した債権はあるか。(本部長)  
→著しい変化のあった債権は特にない。(事務局)
- ・ 資料 10 ページ(イ)助言・指導の実施について、債務者との折衝方法や差押えの方法について助言・指導を行ったと報告があるが、どのような助言・指導を行ったのか。(本部長)  
→債務者と連絡が取れない場合の対応方法や差押え書類の書き方等について、案件に応じた助言・指導を行った。(事務局)
- ・ 区での取組み状況として、岩槻区では、市税に関する差押えや執行停止を積極的に行っているが、区によって実績や取組み方に対する意識にバラつきがあると感じられ、実績値にも差が出ている。その点についてどのように考えているか。(岩槻区)

→区の収納課では、4、5人という少ない職員数で対応しており、人間的に苦しい状況で業務を進めている。また、人事異動等がある中で、ノウハウの継承も十分に出来ていないという状況を各区収納課長より報告いただいている。このことについては、平成32年1月より市税事務所を開設するという事で、人員の集約を行い、スケールメリットを活かした事務を進めていく予定である。(事務局)

- ・ 浦和区では市税の調定額が10区中多い方であるため、滞納額が高額になる前に早期解決に向けた取組みを強化している。また、福祉的な債権については、過去分含め、1,000件以上(平成29年度末時点)の債権がある。生活保護では、保護廃止後も債務者の居所調査や臨戸訪問を通して債権回収に向けた努力をしている。(浦和区)

#### <各局から債権の状況について報告>

(保健福祉局)

- ・ 介護保険料について、平成30年度は3年に1度の保険料改定の年であり、保険料は3%の引き上げとなった。全体の85%の人が年金天引きによる特別徴収となっているが、8月徴収までは保険料改定前の金額で徴収する仮徴収を行っていたため、中間の数値としては収納率、収入未済額が前年度より悪化してしまった。しかし、10月徴収からは仮徴収の保険料と本徴収の保険料を徴収することになるので、年間としては、収納率、収入未済額ともに前年度と同程度もしくは向上することが見込まれている。
- ・ 後期高齢者医療保険料については、収入未済額が昨年度より増加しているが、これは対象者が増加したことによるものである。引き続き電話催告や臨戸訪問による回収を進めていきたい。
- ・ 生活保護費返還金については、収入未済額が昨年度より増加しているが、もともと資力の無い人が債務者となっているため、回収が難しい状況となっている。返還金を発生させないように保護開始の段階から注意喚起を行っている。
- ・ 心身障害者福祉手当返還金については、もともと対象額が少ないので、金額が大きい案件の有無で、全体の実績値が変動してしまう。
- ・ 国民健康保険事業特別会計返納金については、社会保険の加入者が多く、不当利得が増加してきているため、調定額が増加し、それに伴い、収納未済額も増加している。引き続き電話催告や臨戸訪問による回収を進めていきたい。
- ・ 養護老人ホーム入所・保護者負担金については、7月～8月に後見人がついた事例があったため、今後後見人への請求を行っていく。また、今回の事例をもとに今後、後見人制度の活用をしていきたい。
- ・ 心身障害者医療給付費返還金について、今年度は高額事案が無かったため、前年度

と比較して、収納率が低下しているが、収入未済額としては圧縮出来ている。

- ・ 心身障害者扶養共済収入については、口座引落しが出来ない事案が発生したため、昨年より収納率、収入未済額が悪化しているが、収納対策課との事案審査会を通して完納した事案もあるため、そのような事例を参考に回収を進めていきたい。
- ・ 入院医療費、外来医療費については、12月に回収の外部委託が開始するので、収納率の向上や収入未済額の圧縮に向けてより積極的な回収を進めていく。

#### (子ども未来局)

- ・ 児童福祉施設保護者負担金については、難しい状況の案件が多く、なかなか債務者と連絡を取ることが出来ないため、債務者が別件で児童相談所に来る際には、債務の状況が分かるように内部で情報の共有を図っている。
- ・ 児童手当等返還金及び児童扶養手当返還金については、子供が海外に行ってしまうケースや両親がいないケースなど難しい事案が多くある。
- ・ 放課後児童健全育成事業保護者負担金については、平成25年に使用料が4,000円から6,000円に変更となり、平成26年には8,000円となったことや、在籍者が増加したことにより、目標値を達成することが難しい状況となっている。

#### (環境局)

- ・ し尿処理手数料については、積極的に電話催告や臨戸訪問を行っており、その結果、過去3年収納率が上昇している。年々件数は減少傾向にあるが、今後についても、引き続き回収に向けた取組みを実施していきたい。

#### (建設局)

- ・ 下水道受益者負担金については、徴収員による臨戸訪問や財産調査を実施しており、収納率が向上したため、継続して実施していきたい。
- ・ 水洗便所改造資金貸付金については、今年度より連帯保証人への請求を開始した。その結果、滞っていた返済が開始した案件が1件、完納した案件が3件あったため、引き続き連帯保証人への請求も実施していきたい。

#### (教育委員会)

- ・ 入学準備金・奨学金貸付金については、催告書に納付の期限を設け、期限までに履行がなければすぐに連絡を取るようにした。また、連帯保証人へ返済開始通知の送付を行うなどして、返済に繋がるよう工夫した。

(岩槻区)

- 区役所では、回収業務以外の業務もある中で、工夫して債権回収に取り組んでいる。
- 同じ国税徴収法に基づく債権回収であっても、債権や所管課によって回収へのアプローチ方法が異なっているので、区の中でも連携していく必要がある。
- 今後、消費税が10%に上昇するため、そちらに充てるお金が増えてしまう。債権の回収にも影響が出るのではないかと考えられるため、その点を踏まえた回収方法等についても検討していく必要がある。

(総務局)

- 職員の能力に差があるという話があったが、本庁職員と区役所職員の人事交流を行うことも可能であるので、人事に相談いただきたい。

(財政局)

- 各債権の収入が市の施策の土台になっているので、引き続き各債権の積極的な回収をお願いしたい。